

茅ヶ崎市営住宅条例及び施行規則の改正について

1 改正民法の施行に伴う市営住宅条例の一部改正

(1) 概要

民法の債権関係の規定は、明治29年に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されてこなかったため、社会・経済の変化への対応を図り、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することを目的に、平成29年6月に改正され、令和2年4月1日に施行されます。

(2) 条例改正の経緯

民法の債権関係の改正に伴い、公営住宅条例の規範として国土交通省が定める「公営住宅管理標準条例（案）」が改正され、これらの改正に対応するために「茅ヶ崎市営住宅条例」を改正します。

住宅困窮者の市営住宅への入居に支障が生じることのないよう入居の手続きを緩和するとともに、民法改正に対応するため、債権関係の規定を整理するものです。

参考 公営住宅管理標準条例（案）の改正（平成31年4月1日 国住備第3号）

民法の改正を受けて、法及び同法施行令により条例で定めることとされている事項と、条例において市営住宅等の管理に必要な事項を定めるとされている事項について、国が定める公営住宅管理標準条例（案）が改正され、保証人の確保が一層困難となることが懸念され、保証人を確保できないために公営住宅に入居できない事態がないよう、保証人の規定を削除する旨の見解が示されました。

(3) 条例改正の主な内容

項目	改正内容	条文
(1) 入居の手続き	連帯保証人による保証を求めないこととする。	・茅ヶ崎市営住宅条例第13条 ・茅ヶ崎市営住宅条例施行規則第10条及び第12条
(2) 不正入居者への請求に用いる利率	不正な行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率とする。（現行 年5分）	・茅ヶ崎市営住宅条例第44条第3項

2 会計年度任用職員制度導入に伴う市営住宅条例の一部改正

(1) 概要

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行されます。

新たに設けられた会計年度任用職員は、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の職」となります。また、1週間当たりの通常の勤務時間に応じ、常勤職員の勤務時間と同一であるものがフルタイムの職、短い時間であるものがパートタイムの職に分けられます。

(2) 条例改正の経緯

市営住宅管理人の勤務体系は当該制度と合わないため、非常勤嘱託員としての管理人制度を廃止するため、「茅ヶ崎市営住宅条例」を改正します。

(3) 条例改正の主な内容

項目	改正内容	条文
市営住宅管理人	管理人制度を廃止する。	・茅ヶ崎市営住宅条例第52条 ・茅ヶ崎市営住宅条例施行規則第37条

3 スケジュール (予定)

1月31日(金) 例規等審査会
2月～3月 令和2年第1回茅ヶ崎市議会定例会
令和2年4月1日 施行